

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する  
意見公募手続の結果について

令和3年12月10日  
経済産業省  
貿易経済協力局  
原産地証明書室

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」について、令和3年11月9日から同年12月8日まで意見公募手続を実施いたしました。提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

1. 意見募集の実施方法

- ・募集期間：令和3年11月9日（火）～令和3年12月8日（水）
- ・告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイトに掲載、窓口での配布
- ・意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見公募の対象

- ・経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

3. 提出意見数

8件

※なお、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に言及のない御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4. 提出された御意見の概要及びそれに対する回答

※なお、行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	RCEP 協定の締結について反対であり、本省令案にも反対である。	今回の意見募集における省令案は、既に締結済みのRCEP 協定を前提とした国内の担保法令整備の一環と位置づけられるものですが、同協定や関連法案に対する貴重な御意見として、受け止めさせていただきます。